

関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 13

電話 : 03 - 3609 - 7668

FAX : 03 - 3609 - 0404

e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



2005年10月号

社員旅行に行かない社員の積立金は？

社員の交流を図ったり、結束を強めたりする目的で、毎年、社員旅行に出かける会社も多いと思います。社員旅行のために、月々の給料から天引きで積立てをしている会社もあるでしょうが、もし社員旅行に行かなかった社員から積立金の返還を求められた場合、積立金は返さなければならぬのでしょうか？

◆請求があれば返金すべき

労働基準法に社内預金に関する規定があり、利用目的を旅行に限定している場合でも、会社が社員から徴収し、管理する資金という点では、社員旅行の積立金も社内預金の一種と見られています。

そのため、社員から要求があった場合、会社は遅滞なく返金する必要があります。ただし、直前のキャンセルなどで宿泊施設のキャンセル料が発生した場合は、その社員に現金で請求することができます。

◆給料から天引きする場合

積立金を給料から天引きする場合には、労働者の過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者と労使協定を締結する必要があります。もし、労使協定なしに天引きすれば、違法な社内預金となるため、法

定利率を付け、社員の不利益にならないように返金しなければなりません。

◆親睦会費の積立金は

親睦会費などの名目で積立てをしている場合、あらかじめ規約で「旅行に参加しなかった場合、積立金は返還しない」旨を定めておけば、原則返金する必要はありません。規約に定めていない場合には、旅行の準備などの活動経費を差し引いた分を欠席した社員に返却しないと民法上の不当利得に当たる可能性もあるので注意が必要です。

親睦会費か社内預金かは、名称ではなく実態に即して判断されます。親睦会費と称していても会の実態がなかったり、親睦会は存在していても活動の実態がなく社員旅行目的の積立てを行っていたりすれば社内預金と解され、返還の請求があれば返金しなければなりません。

最近の年金相談から

「もらえない」といわれても 「もらえる」ようになった例

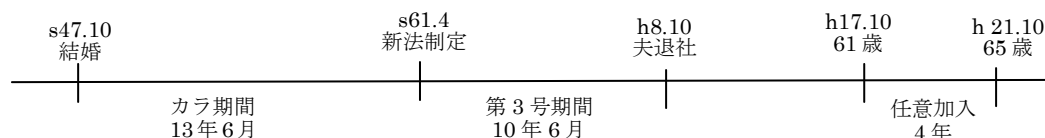
その① 60歳～64歳の任意加入期間で救われた例

昭和19年生まれAさんは、これまで保険料を支払ったことがない。ご主人はサラリーマンだったが平成8年に退職し、自営業を営んでいる。そんなAさんが友人から「保険料を払ってなくても年金がもらえることがある」と聞いた。早速、社会保険事務所の相談窓口に行った。窓口の相談員から「あなたは1年足りないから年金はもらえない」といわれ、いろいろ説明を受けたが理解できなかった。

ご主人は昭和12年生まれ。結婚したのが昭和47年。ご主人がサラリーマンを止めたのが平成8年。この場合、保険料を払わなくても資

格期間に入れてもらえるカラ期間は14年。新年金になった昭和61年4月からご主人が退職するまでの期間は3号被保険者期間で10年。国民年金がもらえる25年に1年足りない。

こうした人は、65歳までなら国民年金に任意加入ができる。61歳のAさんは、あと1年加入すれば国民年金の受給権が生まれ、65歳まで任意加入すれば、国民年金が28万8000円に、振替加算(11万8900円)が加わり年40万6900円の年金が65歳からもらえる。4年分の保険料は総額で67万2000円。



その② 65歳からの高齢任意加入(国民年金)で救われた例

夫婦で自営業を営んできたBさん。余裕があったとき以外は国民年金の保険料を払わなかった。63歳のとき、調べてもらったらあと3年足りないという。こんな場合、すぐに任意加

入し、受給権が発生する66歳までの3年間保険料を払えば25年分、496700円の国民年金が66歳からもらえる。受給資格期間不足の場合、70歳までなら満たすまで加入できる。

その③ 70歳からの高齢任意加入(厚生年金)で救われた例

70歳のCさんは、「私はあと6か月足りないの年金がもらえない。何とかできないものか」と相談に来た。聞いてみると会社に勤めた期間が19年6か月。6か月足りない。この人の場合、厚生年金保険に加入している会社にあと6か月勤めれば厚生年金が支給される。70

歳以上で厚生年金期間が満たない人が加入できる「高齢任意加入被保険者」という制度ができています。会社が支払う保険料を自分で払ってでも、加入させてもらえる会社を探すしかない。Cさんが20年を満たせば120万円ほどの年金が支給される。

専業主婦も日本版 401 k 対象に

全国銀行協会が厚労省に要望

全国銀行協会は、加入者ごとの運用成績で給付額が決まる企業年金の確定拠出年金（日本版 401 k）制度の改善要望をまとめ、厚生労働省に提出しました。会社員や自営業者だけでなく、会社員世帯の専業主婦も対象にするなど、制度を拡大することによって、銀行は運営管理受託など事業機会を広げるねらいがあるようです。

◆現在の確定拠出年金

年金制度は、退職後の生活を支える重要な役割を担っていますが、少子高齢化や終身雇用制度の崩壊、運用環境の悪化など年金制度を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

このような問題に対応するひとつの選択肢として、個人が老後に備えるために自己責任で資産を形成する新たな年金制度「確定拠出年金制度」が創設されました。

確定拠出年金には企業が社員のために導

入する「企業型」と、企業年金のない企業の社員や自営業者が入る「個人型」があり、どちらも加入者が自分の判断で年金資産を運用し、将来受け取る年金額はその運用の結果によって決まります。

年金資産は加入者ごとに管理されるので、加入者は常に自分の残高を把握でき、転職するときに自分の年金資産を転職先の制度に移すことができます。

◆改善要望の内容

現在の制度では、数年間加入した後に退職し専業主婦になった場合、結婚後は加入資格を失って老後に向けて拠出を続けることができない一方、長期間の運用を強いられるうえ、手数料差引き後は少額の給付しか得られないことが想定されることから、国民年金の第3号被保険者も加入対象に加えるべきであると主張しています。

また、中小企業の退職金・企業年金の給付水準を考慮すれば、老後所得の確保に自主的な努力の支援が必要と考えられるため、企業年金のある企業の社員も個人型年金に加入できるようにすべきであると要望しています。

トピックス

改正不正競争防止法が施行されます

「営業秘密」漏洩が刑事罰の対象に

11月に改正不正競争防止法が施行されます。施行されると退職者による「営業秘密」の漏洩が刑事罰の対象となりますが、会社が社員と「営業秘密」の保持契約を結ぶ際、契約があいまいだと抑止効果が小さくなるだけでなく、社員が契約違反を恐れて転職しにくくなる恐れもあるため、経済産業省は「営業秘密管理指針」で営業秘密の管理のあり方を規定しています。

◆「営業秘密」とは

不正競争防止法の「営業秘密」とは、

- ① 秘密として管理されている
 - ② 事業活動に有用な技術上または営業上の情報である
 - ③ 公然と知られていない
- の条件を満たしているものと定義されています。

会社が社員と営業秘密の保持契約を結ぶ場合、他社に漏らすことを禁じる情報を具体的に社員に示し、秘密とする期間も「退職後5年間」という形で明確にする必要があります。

◆秘密管理に必要な体制整備

- ① 営業秘密を管理するための社内規定を整備
- ② 規定に基づく手続きなどについての責任者をおく
- ③ 研修などで不正競争防止法の社員周知
- ④ 社員が法令について相談できる社内窓口の設置
- ⑤ 社内・社外からの監査を実施
- ⑥ 営業秘密の漏洩に関する懲戒処分など、秘密が漏れてしまった場合の体制整備

◆新たに処罰の対象となる行為

日本国内で管理されている営業秘密が処罰の対象となり、営業秘密を持ち出すことを前提に他社に転職したり、実際に営業秘密を漏らしたりした場合、刑事罰の対象となります。また、法人も処罰の対象になる制度が導入され、自社の社員が他社の営業秘密を不正に入手して使用するような場合、社員の管理について過失認定されると最大1億5千万円の罰金刑が課されます。

労基署員が暴言 国に58万円支払い命令(9月21日)

労基署員に暴言を吐かれ精神的苦痛を受けたとして、国と労基署員(当時)を相手取り慰謝料などを求めている裁判が和歌山地裁であり、国に58万円の支払いが命じられた。判決によると、原告の夫が過労で倒れ、

労災申請をしようとした際に「仕事が忙しくなるからもう来るな」「あんたらみたいな人がいるから忙しくなる」などと対応されたという。労基署は最終的に労災認定している。